

基幹相談支援センターの設置について

1 事業概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 に規定された基幹相談支援センターを設置するもの。

2 基幹相談支援センターの役割

- (1) 地域の相談支援の拠点として、総合相談・専門相談、成年後見制度利用支援等の取組。
- (2) 相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等、地域の相談支援体制の強化の取組。
- (3) 自治体と協働した自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組。

3 設置方法

社会福祉法人 慧誠会に委託。

※令和 7 年 1 月 31 日に委託契約締結済み

4 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日

5 設置時期

令和 7 年 4 月

6 設置場所

芽室町保健福祉センター 2 階

7 利用対象者

町内在住の障がい者、またはその家族や支援者等

8 職員体制

精神保健福祉士、社会福祉士、保健師等の専門資格を有する職員を 2 名配置。

9 周知方法

町 HP、広報誌、パンフレット等



めむろちょう
芽室町

れいわ ねん
令和7年
がつかいせつ
4月開設



きかんそうだんしえん 基幹相談支援センター

きかんそうだんしえん なに
基幹相談支援センターって何？



しょう かいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談
や情報提供などの支援を総合的に行うところです。具体的には、福祉サー
ビスの利用や各種制度の活用への支援、生活上の困りごと・不安や家族・人間
関係についての悩みなど障がいのある方とご家族の様々な相談に応じます。
また、必要に応じて専門機関をはじめとする関係機関と連携した相談にも
対応します。

こんなことが知りたい

しょうがいふくし
障害福祉サービスとはなに？

しょうがいふくし りよう
障害福祉サービスを利用する
てつづ し
手続きが知りたい

こんなことで困っている

かよ にちゅうかつどう ばしょが
通いで日中活動ができる場所が
し
知りたい

ヘルパーさんに来てほしい



など、いろいろな相談をお受けします。

◆電話、FAX、Eメールおよび窓口などで、ご相談ください。
※相談は無料です。

げつ きん しゅくじつ がつ にち がつ にち のぞく
月～金（祝日、12月29日から1月3日を除く）

8時45分～17時30分まで

めむろちょうほけんふくし
芽室町保健福祉センター2階

かさいぐんめむろちょうがし しょう ちようめ ばんち
河西郡芽室町東4条4丁目5番地5

でんわばんごう
電話番号：

フ ア ヲ ス
FAX：

イ
Eメール：

